

# 八女市立図書館本館整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

八女市では、まちづくりの基本的な方針を示す最上位計画である「第5次八女市総合計画」（令和3年度～令和12年度）において、市の将来像を『ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女』と掲げている。基本政策の一つに『ふるさとを愛する人づくり』と定め、市民に親しまれる図書館づくりを目指している。

八女市は2度の合併を経て、旧八女市に本館、旧町村に1館ずつ分館を配置しており、本館は昭和60年の供用開始から37年が経過している。本館は閲覧・学習スペースや駐車場の不足、蔵書収容力が限界となっているほか、バリアフリーへの対応など、学びの場を市民に提供する施設として多くの課題がある。

また、八女市は直木賞作家や文化勲章受章者を数多く輩出した文化の薫る土地柄で、八女市立図書館は明治38年に「八女郡図書館」として開館した歴史ある図書館である。このような文化、歴史資源は八女市の強みであり、市内外に向けて発信する必要がある。

これからの公共図書館には、「人と本（資料）の出会い」という本質的機能だけでなく、「人と人」、「人と地域」をつなぐ様々な機会を提供するとともに、多くの市民が集い、学び、交流する公共空間となることが求められている。

本業務は、先人から受け継いできた図書館本館の歴史的な側面を考慮しながら、本館が抱える課題を解決し、多くの市民が集い、学び、交流する施設となることを目指している。全国の図書館事例等を踏まえつつ、市民のニーズを把握するとともに、整備方針の検討を行う。また、市民のニーズに即した公共空間となることを目指した図書館機能とサービスの調査、検討を行い、子どもから大人まで多くの市民の知的好奇心を満たす生涯学習及び情報発信拠点としての八女市立図書館本館の整備基本計画を策定する。

この要領は、当該業務の目的及び内容に適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

八女市立図書館本館整備基本計画策定業務委託

### (2) 業務内容

別紙「八女市立図書館本館整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

### (4) 提案上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 事務局

八女市教育委員会 教育部 社会教育課

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地

電話：0943-23-1318 FAX：0943-24-4331

電子メール：library@city.yame.lg.jp

### 4 プロポーザル参加資格要件

参加条件は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 八女市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成22年3月23日告示第27号）に基づく指名除外期間中にある者、また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該事業の入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 公立図書館等の基本構想策定業務等類似業務を行った実績を有すること。  
※公立図書館等には、公立図書館と他の公共施設の複合施設も含むものとする。  
※類似業務とは、公立図書館に係る基本構想又は基本計画等これに類する業務を指す。
- (6) 統括責任者には、本業務に精通し十分な経験と知識を有する者として、公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務の経験を有する者を配置する。

### 5 事業スケジュール

内容	期日
事業告示・実施要領等公表	令和5年 4月28日（金）
質問書の受付期間	令和5年 4月28日（金） 令和5年 5月10日（水）
質問への最終回答予定日	令和5年 5月12日（金）
参加申請書及び提案書受付期間	令和5年 5月15日（月） 令和5年 5月23日（火）
参加資格結果通知	令和5年 5月26日（金）
プレゼンテーション審査	令和5年 6月14日（水）
業者選定結果の通知	令和5年 6月15日（木）
受注予定者との協議期間	令和5年 6月16日（金） 令和5年 6月23日（金）
契約締結予定日	令和5年 6月26日（月）

※各項目の実施日については、決裁権者及び審査委員の都合に合わせて適宜調整できるものとする。

## 6 事業の告示・実施要領等の交付

本プロポーザルに係る事業告示日から、実施要領等資料を次のとおり交付する。

### (1) 交付資料

- ①八女市立図書館本館整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ②整備にあたっての方針
- ③八女市立図書館本館整備基本計画業務委託仕様書
- ④八女市立図書館本館整備基本計画業務委託公募型プロポーザル様式

### (2) 交付方法

八女市公式ホームページからダウンロードすること。

【URL】 <https://www.city.yame.fukuoka.jp/>

「 ホーム ） 組織から探す ） 教育委員会教育部 ） 社会教育課 ） 図書館係 」

## 7 質問受付・回答及び説明会

### (1) 本プロポーザルに関する質問について

- ①受付期限：令和5年 5月10日（水）午後5時まで
- ②提出方法：質問書（様式第3号）に記入の上、八女市教育委員会教育部社会教育課へ電子メール（3事務局に記載の電子メールアドレス）で提出するとともに、必ず電話により提出したことを提出先に連絡すること。
- ③回答方法：電子メールにて返信するとともに、八女市のホームページで随時公開

### (2) 説明会について

本プロポーザルについての説明会は実施しない。

## 8 参加申請・提案書等の提出に関する事項

### (1) 応募書類

「(4) 提出書類一覧」のとおり

### (2) 募集期間

令和5年5月15日（月）から令和5年5月23日（火）まで

### (3) 参加申請・提案書等提出方法

- ①八女市教育委員会教育部社会教育課へ持参又は郵送により提出すること。
- ②郵送の場合は、上記（2）の募集期間内必着とする。また、配達記録が残る方法で郵送すること。
- ③持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

#### (4) 提出書類一覧

①参加申請書（様式第1号） 部数1部

②会社概要書（様式第2号） 部数1部

※八女市入札参加資格名簿に未登録の者は以下の書類を会社概要書に添付すること。

a 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

b 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書

c 印鑑証明書

d 納税証明書（国税）

・法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

・個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

e 納税証明書（福岡県税）

・福岡県内に事業所を有する場合、福岡県税の完納証明書（納税証明書その2）

f 市税完納証明

・八女市内に事業所を有する場合、市税の完納証明書

g 財務諸表

③公立図書館等の基本構想策定業務等類似業務の実績（様式第4号）

④統括責任者予定者の経歴書（様式第5号）

⑤業務実施体制調書（様式第6号）

⑥企画提案書（任意様式）

ア 部数 正本1部（代表者印押印） 副本（カラーコピー）10部

※副本は、参加者名が特定できないようにすること。

イ 書式は自由だが、A4版での作成とする。

ウ 表紙、目次を除く各ページにページ番号を記入すること。

エ 委託仕様書に示す業務内容について、具体的な手法、工程、実施体制を提案すること。また、業務実施にあたり提案などあれば積極的に盛り込むこと。

⑦提案書データ

⑧見積書（任意様式）

ア 部数 正本1部（代表者印押印）

イ 見積書は、円単位で作成すること。

ウ 具体的な積算根拠を示し、それぞれ本体価格と消費税及び地方消費税の額（税率10%で積算）を明記すること。

エ 積算については、「値引き」や「調整額」等を考慮して金額を積み上げるものとし「値引き」、「調整額」等の名目による一括計上は行わないこと。

#### 9 参加資格結果通知

参加資格確認終了後、令和5年5月26日（金）を期限とし、公募型プロポーザル参加申

請書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

#### 10 プレゼンテーション審査について

- (1) 実施日時 令和5年6月14日(水)

※詳細な時間等は、参加資格結果通知と併せて通知する。

- (2) 実施場所 八女市役所内会議室

- (3) 実施内容 企画提案内容の説明、質疑応答

①説明方法 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。

②説明時間 20分以内

③質疑応答 10分程度

ア 説明者 本業務を受託した場合の責任者又は担当者とする。

イ その他

- ・日程及び場所については、事務の都合及びその他の事情により変更する場合もあるものとし、変更がある場合は、別途連絡をするものとする。
- ・参加資格者が1者しかいない場合でも実施する。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は各事業者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。

#### 11 審査方法

- (1) 契約予定業者の選定方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公平に決定するため、八女市立図書館本館整備基本計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査委員会で企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について評価を行い、評価順位を決定し、最高点を得た者を受託候補者として選定するものとする。

ただし、提案審査100点(絶対評価)の点数について、審査委員会全員の平均点が60点以上の場合に限る。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査委員会で協議の上、評価順位を決定し、受託候補者を選定する。

- (2) 評価点の配分

提案審査100点

- (3) 採点基準

①提案審査

- ・評価項目等は別紙「業者選定評価基準」のとおりとする。
- ・評価方法は、絶対評価とし、採点基準は次のとおりとする。

評価	採点基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0

B	優れている	各項目の配点×0.8
C	平均的な内容である	各項目の配点×0.6
D	仕様は満たしているが、内容に乏しい	各項目の配点×0.4
E	提案が出来ていない	各項目の配点×0

## 1.2 審査結果

- (1) 選定結果については、全ての提案審査参加者に電子メールにて通知する。
- (2) 企画提案方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため、八女市ホームページに結果を公開する。
- (3) 審査の内容についての問い合わせには一切応じないものとする。また、結果に対する異議申立ては認めない。

## 1.3 契約の締結

- (1) 受託候補者として選定された者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- (2) 受託候補者として選定された者は、本市との協議が整い次第、速やかに契約手続きを行うこととする。
- (3) 契約金額は、受託候補者が提案書で示した本業務にかかる費用の合計金額とする。ただし、双方協議の上、提案のあった企画内容等を見直した場合はこの限りではない。
- (4) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者と協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。
- (5) 契約に係る前払金の支払は行わない。

## 1.4 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
  - ・企画提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合。
  - ・本要領4の参加資格要件を満たしていないと判断される場合、又は契約締結までに参加要件資格を満たさなくなった場合。
  - ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - ・見積額が提案上限額を超えている場合。
  - ・プレゼンテーション審査に正当な理由なく欠席又は遅刻した場合。
  - ・選考の公平性を害する行為があった場合。
  - ・本要領11(1)に定める審査委員会委員全員の平均点に満たない場合。
  - ・全各号に定めるものの他に、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合。

- (2) 参加申請書及び企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提案書類は、返却しない。
- (4) 参加申請書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、本市の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、八女市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。